

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月横浜市規則 35 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第 1 条から第 11 条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第 12 条 条例第 15 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p><u>(1) 横浜文化体育館の利用者が次に掲げる日までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額</u></p> <p>ア <u>横浜武道館のアリーナの利用にあつては、利用日の 6 箇月前</u></p> <p>イ <u>横浜武道館の武道場又は多目的室の利用にあつては、利用日の 1 箇月前</u></p> <p>ウ <u>横浜武道館以外の施設のホール又はトレーニングルームの利用にあつては、利用日の 3 箇月前</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)</u> (本文省略)</p> <p><u>(3)</u> (本文省略)</p> <p><u>(4)</u> (本文省略)</p> <p>(第 13 条及び第 14 条省略)</p> <p>別表第 1 (第 2 条第 1 項)</p>	<p>(第 1 条から第 11 条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第 12 条 条例第 15 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p><u>(1) 横浜 BUNTAI の利用者が利用日の 6 箇月前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額</u></p> <p><u>(2) 横浜武道館の利用者が次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額</u></p> <p>ア <u>アリーナ 利用日の 6 箇月前まで</u></p> <p>イ <u>武道場又は多目的室 利用日の 1 箇月前まで</u></p> <p><u>(3)</u> (本文省略)</p> <p><u>(4)</u> (本文省略)</p> <p><u>(5)</u> (本文省略)</p> <p>(第 13 条及び第 14 条省略)</p> <p>別表第 1 (第 2 条第 1 項)</p>

施設名	開館時間
横浜国際プール	午前9時30分から午後9時30分まで
横浜文化体育館	午前9時から午後10時まで
(省略)	

別表第2 (第3条第1項)

施設名	休館日
横浜国際プール、 <u>横浜文化体育館</u> (横浜武道館を除く。)、たきがしら会館、横浜市本牧市民プール、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第3 (第6条第2項)

施設名	開館時間
横浜国際プール	午前9時30分から午後9時30分まで
<u>横浜BUNTAI及び横浜武道館</u>	午前9時から午後10時まで
(省略)	

別表第2 (第3条第1項)

施設名	休館日
横浜国際プール (<u>削除</u>)、たきがしら会館、横浜市本牧市民プール、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第3 (第6条第2項)

施設名		受付期間
横浜国際プール、たきがし ら会館及びスポーツセン ター		利用しようとする日の属する月の前月の3日から 利用しようとする日まで
横浜文化体 育館	横浜武道館	利用しようとする日の36箇月前から利用しよう とする日まで
	横浜武道館 以外の施設	利用しようとする日の12箇月前から利用しよう とする日の10日前（平沼記念レストハウスの会議室 にあっては、前日）まで
(省略)		

施設名		受付期間
横浜国際プール、たきがし ら会館及びスポーツセンタ ー		利用しようとする日の属する月の前月の3日から 利用しようとする日まで
横浜BUNTAI及び横浜 武道館		利用しようとする日の36箇月前から利用しよう とする日まで
(省略)		